

## 『注釈 銃砲刀剣類所持等取締法』補遺

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平19法134。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が一部改正され、銃刀法の技能講習制度に関する特例が設けられることとなった。この一部改正法は、議員立法であるが、平成24年3月31日に公布され、そのうち銃刀法の特例に関する部分は平成24年9月28日から施行されている。

### 1 鳥獣被害防止特措法の一部改正

鳥獣被害防止特措法は、鳥獣による農林水産業等の被害を防ぐため、市町村が被害防止計画を策定するとともに鳥獣被害対策実施隊を設けることができること等を規定している。鳥獣被害対策実施隊とは、市町村長が指名・任命する市町村職員・民間協力者（猟友会員等）により構成され、被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施することを目的とした組織である。すでに多数の市町村で設置されている。

今回の一部改正では、狩猟者の減少や高齢化による鳥獣駆除の担い手の減少等の事情を背景に、一部改正法による改正後の附則3条において、一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員等については銃刀法上の技能講習の受講を不要にする特例が定められた。以下、その特例を解説する。

### 2 特例の内容

猟銃所持許可の更新等に際しては、通常、技能講習（法5の5）を受けることが必要であるが、次の2つの場合には、技能講習の受講が不要となる（一部改正法による改正後の附則3）。

(1) 鳥獣被害防止特措法9条2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（特定鳥獣被害対策実施隊員）が、平成24年9月28日以後に新たに猟銃所持許可等申請（更新の申請を含む）をした場合（一部改正法による改正後の附則3I）。

ここにいう特定鳥獣被害実施隊員の要件は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被

害対策実施隊員等に関する命令（平成24年内閣府、農林水産省、環境省令第1号。以下「共同命令」という。）1条に定められている。具体的には、次の2つの要件を満たすことが必要である。

ア 猟銃所持許可等申請日前1年以内に、鳥獣被害対策実施隊員として、鳥獣被害防止特措法第4条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等（対象鳥獣である鳥類の卵の採取等を除き、当該種類の猟銃を使用して行うものに限る。以下「特定捕獲等」という。）に1回以上参加した者であること（共同命令1①）。

なお、実際に対象鳥獣を捕獲等したか否かを問わず、市町村の被害防止計画に定められた対象鳥獣の捕獲活動に1回以上参加したことがあればよい。勢子として参加した者も含まれる。

イ 猟銃所持許可等申請日前3年以内に、銃刀法10条の9第1項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であること（共同命令1②）。

(2) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事している者に限る。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（特定従事者）が、平成24年9月28日から平成26年12月3日までの間に同様の申請をした場合（一部改正法による改正後の附則3Ⅱ）。

これは、市町村による鳥獣被害対策実施隊の整備が進むまでの間は、過渡的に、現に対象鳥獣の捕獲等に従事している猟友会のハンター等についても、一定の要件を満たす限り、特定鳥獣被害対策実施隊員と同様の扱いを認める趣旨である。

ここにいう特定従事者の要件は、共同命令2条に定められている。具体的には、次の2つの要件を満たすことが必要である。

ア 猟銃所持許可等申請日前1年以内に被害防止計画に基づき、鳥獣保護法9条1項の許可を受けて特定捕獲等に1回以上参加し、又は同条8項に規定する従事者として特定捕獲等に1回以上参加した者であること（共同命令2①）

イ 猟銃所持許可等申請日前3年以内に、銃刀法10条の9第1項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと（共同命令2②）

(3) 申請者が特定鳥獣被害対策実施隊員又は特定従事者として技能講習の免除を受ける資格を有することを確認できるようにするため、市町村長は、特定捕獲等に参加した者の求めに応じて、その者が特定捕獲等に参加したことを証明する書面（対象鳥獣捕獲等参加証明書）を交付するものとされている（共同命令3、4）。

(4) 特定鳥獣被害対策実施隊員が申請するときの添付書類は次のとおりである（令11 I ⑦）。

ア 鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類。具体的には、市町村長の発行する鳥獣被害対策実施隊員の指名書又は任命書である。

イ 対象鳥獣捕獲等参加証明書（共同命令3）

ウ 共同命令1条2号に該当する者であることを誓約する書面

また、特定従事者が申請するときの添付書類は次のとおりである（令11 I ⑧）。

ア 猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類。具体的には、原則として鳥獣保護法9条7項に規定する許可証又は同条8項に規定する従事者証である。

イ 対象鳥獣捕獲等参加証明書（共同命令3）

ウ 共同命令2条2号に該当する者であることを誓約する書面

### 3 留意事項

(1) 本特例は、鳥獣被害防止特措法の一部改正法による改正後の附則に基づき銃刀法を一部読み替えて適用するという法技術を採用しているため、六法に掲載される銃刀法の条文自体は変更されない。従って、銃刀法の条文だけを見て特例の存在を失念することがないよう留意が必要である。

(2) この特例は、①特定鳥獣被害対策実施隊員については当分の間、②特定従事者については平成26年12月3日までの間に、猟銃所持許可の更新等の申請をした場合に適用される。

なお、当分の間というのは、事実上は、将来別途の立法措置により鳥獣被害防止特措法の附則3条が改正ないし廃止されるまでの間という意味であり、相当長

期間にわたって適用されることも想定される。

(3) 一部改正法には、衆議院及び参議院において、次の内容の附帯決議が付されている。

#### **4 住宅街における鳥獣の駆除**

上記法改正とは別に、住宅街における鳥獣の駆除に関しては、警察庁の通達（平成24年4月12日警察庁保安課長通達）によれば、次のように運用されている。

住宅街に熊等が現れ、鳥獣被害対策実施隊員や猟友会員等が猟銃で駆除する場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平14法88）38条の規制（日出前及び日没後並びに住宅が集合している地域等における銃猟の禁止）が及んでいるが、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、夜間や住宅街であっても、警職法4条1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し、猟銃を使用して住宅街に現れた熊等を駆除するよう命じることは可能である。

また、ハンターが警察官よりも先に現場に到着した場合のように、警職法に基づき警察官が駆除を命令することができない場合であっても、刑法37条の緊急避難として猟銃使用の違法性が阻却されることがある。